

佐野医師会病院行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 7月 1日～令和 7年 6月30日までの 3年間
2. 内容

目標 1：短時間労働の取得周知

<対策>

- 令和 4年 7月～ 育児における短時間労働者の業務において、他の職員が協力し合い負担軽減を図るよう周知を行う。

目標 2：年次有給休暇の計画的取得

<対策>

- 令和 4年 7月～ 最大40日ある年次有給休暇について、管理者が計画的な取得について策定をおこなう。